



# 肥料価格高騰対策のごあんない



～肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します～

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費を支援します。



## 支援の対象となる肥料

令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料(秋肥と春肥として使用する肥料)が対象です。

## 支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その**7割**を支援金として交付します。

支援金 =

$$\left[ \text{当年の肥料費} - \left( \text{当年の肥料費} \div \begin{array}{l} \text{価格上昇率} \\ \text{〔統計データを基に決定〕} \\ \text{1.4} \end{array} \div \begin{array}{l} \text{使用量低減率} \\ \text{〔0.9〕} \end{array} \right) \right] \times 0.7$$

「昨年秋肥」、「本年春肥」いずれも1.4

## 申請に必要なもの

次の2つをもとに申請してください。

- 1 本年秋肥(令和4年6月～10月に注文)、来年春肥(令和4年11月～令和5年5月に注文)の注文日、購入価格がわかるもの(注文票など)

〔秋肥と春肥は、それぞれをまとめて、別々に申請してください。注文票のほか、肥料の購入価格のわかる領収書または請求書が必要です。〕

- 2 化学肥料低減に向けた取組に2つ以上取り組むこと  
(次のページの化学肥料低減計画書で取組む内容を申告していただきます。)

次のページを参照



化学肥料低減計画書

作付概要

作物名	作付面積(a)	低減取組作
その他		
計		* 低減取組を付けるこ

「令和4年度又は令和5年度の取組」欄のうち、取り組むものに○を記入してください。

- 2つ以上に○が付けばOKです。
- これまで既に取り組んでいるものもカウントできます(その場合、1つ以上は、新しい取組または従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。)

1. 「前年度までの取組」には、実施してきた取組メニューに「○」を付してください。
2. 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューが「2つ以上」必要。そのうち1つ以上は、新しい取組(○)、又は、従来の取組の強化・拡大(◎)を含むようにしてください。



取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計		
イ 生育診断による施肥設計	○	○
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用	○	◎
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用(	大分県協議会で地域特認技術は現在ありません	

私は、添付した領収書(請求書)等記載の肥料(肥料費)及び提出書類について以下のとおり、確約します。

- ・令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。
- ・本計画書、実績報告書及びその他の提出書類について、必要に応じて関係機関での共有を認めます。

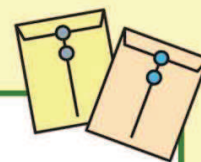
私は、この申請の他に、他の取組実施者からの申請が  ある  ない (どちらかに○)  
**ある場合 → 取組実施者名( )**

※チェック欄にチェック、該当箇所に○や記入をした上で署名してください。

法人名  
 代表者名・氏名(自署) \_\_\_\_\_

(注) 当年の肥料費は、春用肥料について、令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。  
 なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。

## 申請方法



取組実施者がまとめる**農業者グループ**で申請してください。申請先や申請期限は、県振興局・市町村、またはお近くの農協、肥料販売店、大分県肥料コスト低減推進協議会にお問い合わせください。

〔**5戸以上の農業者グループ**を農協や肥料販売店などの取組実施者がまとめて申請してください。**法人には1法人で申請できる特例要件もあります。**〕

## スケジュール

スケジュールは、概ね次のとおりです。

令和4年8月	事業説明会 県協議会組織(申請窓口)整備
令和4年10月～	取組実施者からの <b>申請</b> 受付(秋肥分)
令和4年12月～	取組実施農業者への支援金の <b>交付</b> (秋肥分)
令和5年5月1日～ 8月31日	取組実施農業者からの <b>申請</b> 受付 (春肥・秋肥追加分)
令和5年夏頃～	取組実施農業者への支援金の <b>交付</b> (春肥・秋肥追加分)

## Q&A

問 い

答 え

①

化学肥料が足りなくなるということを聞いたのですが。

- ・ 肥料メーカーや輸入事業者の皆様のご努力により**当面必要な肥料原料は確保**されています。
- ・ 今後も、調達状況を注視して、肥料の安定供給に取り組んでまいります。

## 問 い

## 答 え

②

化学肥料の使用量を実際に2割減らすことが支援の要件ですか。

- ・ 化学肥料の2割低減に向けて、**取組メニューのうち2つ以上**行っていたら支援対象となります。
- ・ 選択した取組メニューについて、**抽出による実績確認**を行うなど適切にフォローしていきます。

③

既に化学肥料の低減に取り組んでいるため、更に低減することは難しい。

- ・ **既に取り組んでいるものもカウント**します。
- ・ その際は、既に行っている取組の拡大や改善で良いので、**新たな取り組みを1つ以上**行ってください。

④

低減に向けた取組をしたいが、準備が必要なのですぐには行えない。

- ・ **令和5年度中に取り組んでいただければ結構**です。
- ・ 国内資源の利用など体制整備に時間を要する取組は、**期間内に取り組んでいただければ結構**です。

⑤

いつ頃までに申請すれば良いですか。また、いつ頃支援を受けられますか。

- ・ 基本的に**秋肥、春肥でそれぞれまとめて、別々に申請**してください。
- ・ **早めに申請**いただければ、**審査終了順にできるだけ早期に支払**うよう手続きを進めます。

⑥

領収書の提出が間に合わない場合はどうすれば良いですか。

- ・ **領収書が間に合わない場合は、請求書**を提出いただければ、支援金のお支払い手続きをすることができます。
- ・ 肥料を購入した農協や販売店に御相談ください。



農林水産省ホームページにおいて、本パンフレットの解説動画を掲載しております。是非ご覧ください！

肥料価格高騰対策事業



## 大分県肥料コスト低減推進協議会

〒870-8635 大分市古国府六丁目4番1号 JA全農大分県本部内  
 電話：080-6009-7364 080-9820-2539 080-9327-8239  
 Email：[hiryokoto@chuuoukai.jaoita.net](mailto:hiryokoto@chuuoukai.jaoita.net)

HP・申請様式はこちら



R050414